

自立支援医療制度について

★どんな制度？★

精神科通院にかかる医療費（薬代、訪問看護費やデイケア・OT 費を含む）の一部、または全額を公費で負担する制度です。

★医療費のお支払いは、どれくらい安くなりますか？★

通常、保険証をお持ちいただいた場合の窓口でのお支払いは、かかった費用の3割です。この制度を利用すると、原則的に1割の負担になります。また、世帯の所得に応じて、ひと月にお支払いいただく金額の上限額（0円～2万円）が設定され、それを超えた分はお支払いの必要がなくなります。

★利用の条件は？★

病名と病気の状態が、自立支援医療制度の条件に該当する必要があります。申し込む前に、主治医に相談しましょう。

★準備するものは？★

診断書、印鑑、保険証、収入の状況を確認できるもの（住民税課税証明書など）、マイナンバーに関する書類（①個人番号カード、もしくは②通知カード+本人確認できるもの）、自立支援医療費支給認定申請書（申請窓口にあります。申請の際は、利用する医療機関や薬局の名称、連絡先が分かるものをお持ちください）。

★申請および相談窓口は？★

区市町村の役所の障害者窓口または保健所などです（お住まいの地域によって異なります）。申請の際は、必要書類を揃えて提出してください。

★更新は？★

1年ごとに更新が必要です（診断書の提出は、2年に1回となります）。期限の3ヶ月前から、更新の手続きができます。

★留意点は？★

- 入院中は申請ができません。退院後に申請をしてください。
- 精神障害者保健福祉手帳と同時申請ができます。別々に申請するとそれぞれに必要な診断書が1通で済んだり、同時に更新ができるので、負担を減らすことができます。

2018年4月

東大病院 精神科ソーシャルワーカー 正岡・石浦

